

(事務連絡)

平成27年3月16日

指定行動援護事業者 管理者 様
指定同行援護事業者 管理者 様
指定京都市移動支援事業者 管理者 様
指定特定相談支援事業者 管理者 様

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
(在宅福祉担当 222-4161)

行動援護ヘルパー等要件の見直し及び同行援護従業者養成研修の受講勧奨について

平成27年4月から、行動援護のヘルパー及びサービス提供責任者の要件が見直されることについて、厚生労働省から通知がありましたのでお知らせします。

また、同行援護従業者要件の経過措置の延長については、平成26年10月3日付本市事務連絡においてお知らせしているところですが、経過措置期間中でも、同行援護の適切な提供のため、引き続き、同行援護従業者養成研修の積極的な受講をお願いいたします。

1 行動援護ヘルパー等要件見直しの内容について

(1) 行動援護ヘルパー従業者

行動援護従業者養成研修の受講は必須化され、実務経験が短縮されるとともに、30%減算の規定が廃止されます。

→ (従来)

ア 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するもの

イ 行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの(報酬の取扱いを30%減算)

→ (見直し後)

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に1年以上の従事経験を有するもの。(従来のイの要件、30%減算は廃止)

ただし、平成30年3月31日までの間は、居宅介護従業者の要件を満たす者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に2年以上の従事経験を有するものの場合、当該基準に適合するものとみなす。(従来のアの要件)

(2) サービス提供責任者

ヘルパーと同じく、行動援護従業者養成研修の受講必須化、実務経験の短縮となります。

→ (従来)

ア 居宅介護従業者の要件を満たす者又は行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に5年以上の従事経験を有するもの。

イ ただし、平成27年3月31日までの間、行動援護従業者養成研修修了者にあつては、直接業務に3年以上従事した経験を有することで足りるものとする。

→（見直し後）

行動援護従業者養成研修修了者であって、知的障害児者又は精神障害者の直接業務に3年以上の従事経験を有するもの。（従来のイの要件）

ただし、平成30年3月31日までの間、居宅介護従業者の要件を満たす者にあつては、直接業務に5年以上従事した経験を有することで足りるものとする。（従来のアの要件）

（3）留意点

今回の見直しについては、平成30年3月31日までの経過措置が設けられています。

見直し後の要件として、行動援護従業者養成研修の受講が必須化されていますので、経過措置対象ヘルパー等の解消のために、できるだけ早期に、当該研修を受講していただきますようお願いいたします。

2 同行援護従業者養成研修の受講勧奨について（別紙1）

（1）同行援護従業者等の経過措置の延長について

平成26年10月3日付事務連絡において、お知らせしています。

（2）同行援護従業者養成研修について

- ・同行援護従業者等の経過措置は、平成30年3月31日までであり、また、経過措置の延長は今回限りとされています。
- ・同行援護従業者養成研修は、視覚障害者等の支援に関する一般的な知識及び技術を習得すること等を目的としており、同行援護の適切な提供のため、本来の資格要件であるサービス提供責任者はもとより、従業者においても、研修の積極的な受講をお願いいたします。
- ・経過措置は、本来暫定的な取扱いであるため、できる限り、経過措置対象従業者等の解消に努めていただきますようお願いいたします。

※ 行動援護従業者養成研修及び同行援護従業者養成研修の開催予定は、ワムネット京都府センターに掲載されます（担当は京都府障害者支援課になります）。

<http://www.wam.go.jp/wamappl/26KY0T0/26bb01kj.nsf/vWbCategory02?openview>